

第1回山梨県地方税制等検討会議事録

1 日時 令和元年8月8日(木)午後2時30分～午後4時35分

2 場所 全国町村会館第3会議室

3 出席者

(委員) 青木宗明、一之瀬滋輝、門野圭司、渋谷雅弘、西山由美、三神治彦、村田俊也

(敬称略・50音順)

(事務局等) 鈴木総務部長、渡邊総務部次長、今井税務課長、堀込税務課総括課長補佐、課税担当
(3名)

依田財政課課長補佐、土橋大気水質保全課課長補佐、和田大気水質保全課副主幹、
山口森林整備課課長補佐

4 次第

(1) 開会

(2) 総務部長あいさつ

(3) 委員紹介

(4) 会長選出

(5) 議事

ア 会長の職務代理の選出について

イ 地下水に着目した法定外税について

ウ その他

5 配布資料一覧

資料1 地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言

資料2 法定外税の新設等の手続

資料3 総務省自治税務局長通知

資料4 法定外税の状況

資料5 財政状況

資料6 山梨県地下水及び水源資源の保全に関する条例の施行状況

資料7 山梨県における温泉法の施行状況について

資料8 山梨県の地下水保全・涵養等に関する事業について

6 議事等の概要

(1) 会長選出

検討会設置要綱第3条第2項の規定により、委員が互選し、渋谷委員を会長に選任した。

(2) 議事

ア 会長の職務代理の選出について

検討会設置要綱第3条第4項の規定により、渋谷会長が三神委員を職務代理に指名した。

イ 地下水に着目した法定外税について

(会 長)「地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言」及び法定外税全般について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料1～4により説明

(会長) 事務局の説明に対し、質問等ありますか。

質問なし

(会長) では、政策提言の背景となっている山梨県の現状等について説明をお願いします。まず、山梨県の財政状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料5により説明

(会長) 事務局の説明に対し、質問等ありますか。

(委員) 「実質法人二税」には譲与税が含まれていますか。

(事務局) はい、法人二税に地方法人特別譲与税を加えた数字です。

(委員) 譲与税は自主財源ではないので、譲与税を除いた指標を次回いただきたい。

(委員) 「主な指標の全国比較」の順位で、人口100万人未満という指標はどのような経緯で作成したのですか。

(事務局) 県議会での答弁に際して作成したものです。

(委員) 4ページの「個人県民税」と「実質法人二税」が少しずつ増加している原因は、景気の影響ですか、それとも税率変更の影響ですか。また、「地方消費税」がH27に上がっているのは税率改正だと思われるが、そうだとすると、これらのものは今後下がることも予想されますか。

(事務局) 個人県民税と実質法人二税の増加要因は景気の回復です。実質法人二税は景気の影響を大きく受けるので、米中の状況等により、今後下がることもあります。個人県民税についても、所得の水準がどうなるかによります。地方消費税がH27に増加しているのは税率変更の影響です。

(会長) 続いて、山梨県地下水保全条例の施行状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料6により説明

(会長) 事務局の説明に対し、質問等ありますか。

(委員) 地下水涵養の努力義務については、医療法人や学校法人にも適用されますか。

(事務局) 目標涵養量の設定を適用除外としているのは、水道事業で使用する場合とくみ上げたものを戻す農業用の灌水で、病院や学校ということでは除外していません。

(委員) 揚水機の吐出口断面積が一番大きいものはどれくらいですか。また、涵養にはどのようなものがありますか。

(事務局) 吐出口の断面積については、手元に資料がありません。涵養については、敷地内涵養と敷地外涵養の二種類があり、敷地内涵養の具体的な例は、事業所の中の緑地、雨水浸透柵、透水性の舗装です。敷地外涵養の例は、敷地外において行う植栽や下草刈り等の森林整備、農地の管理です。

(委員) 実際に水が増えたかどうかの確認ではなくて、水源環境税的な考えに近く、森林等の水源地の保全をすれば水量に換算して涵養しているとみなしているのですね。

(事務局) はい。

(委員) 地下水位や地盤沈下の状況はどうなっていますか。

(事務局) 地下水位については、条例第20条の常時監視の規定に基づき、県内13の井戸で監視を

行っており、甲府盆地の中心部では水位が上昇傾向、他は概ね横ばいです。

(委員) 地下水について法律で規制はありますか。法律の規制がないとすると、条例がなければ、水脈に最初にたどり着いた人が自由にくみ上げられるということになると思いますがいかがでしょうか。

(事務局) 温泉法以外には把握していません。

(会長) 続いて、山梨県における温泉法の施行状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料7により説明

(事務局) 入湯税について補足します。入湯税は市町村が課す目的税で、標準税率は一人一日150円、H29年度実績は県全体で約8億円です。税額の多い市町村は、石和温泉郷がある笛吹市等で、1億円内外の税収があります。

(会長) 事務局の説明に対し、質問等ありますか。

(委員) 山梨を代表する石和、湯村といった温泉の湧出量について衰退が著しいという説明があったが、交通のアクセスが良くなったことにより、温泉客は増加しているのでしょうか、増加が衰退に影響しているのでしょうか。

(事務局) 入湯税をもとに考えますと、笛吹市など古くからある温泉については、ピーク時に比べ減少していますが、富士河口湖町等の新しい温泉は増加しており、過去5年の数値ではありますが、県内全域ではおおむね横ばいとなっております。

(事務局) 一時期は確かに衰退していましたが、衰退を契機として特別保護地域を設定したことにより、現在は安定しています。

(委員) 特別保護地域とそれ以外の地域で、湧出量の傾向に違いはありますか。

(事務局) 地域ごとに大きな差はありません。

(会長) 続いて、山梨県の地下水保全・涵養等に関係する事業について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料8により説明

(会長) 事務局の説明に対し、質問等ありますか。

(委員) 事業一覧のうち、森林環境税を充てているのは「森林環境税事業」だけという認識でよろしいですか。

(事務局) はい。

(委員) 隣の長野県で大問題になったのでお尋ねしたいのですが、国費が入っているということは、「補助裏」に森林環境税を充てているのですか。

(事務局) はい。

(委員) 市町村との関係を知りたいのですが、森林環境税を市町村へ交付金などで配分をしていますか。

(事務局) していません。

(委員) 目的税ではないので、どこまで我々が知らないといけないうらむところだが、今回作成していただいた資料は、森林の持つ効果のうち、水資源を強調した資料という理解でよろしいですか。

(事務局) はい。

- (会 長) これで一通り地下水に着目した法定外税についての説明、質問が終わったところで、次回以降の予定について、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 第2回の検討会を10月下旬から11月上旬に開催したいと考えております。内容は、県議会からの提言にあります想定される課税対象について、議会で意見を述べられた青木委員から、課税の方法等について詳細な説明をいただいたうえで、意見交換をしていただき、その議論をもとに、事務局で論点整理の試案を作成したいと考えています。全体のスケジュールとしては、全部で6回程度の検討会を1年超の期間内で開催し、令和2年12月末までには最終報告をまとめてもらえればと考えております。
- (会 長) ご質問、ご意見等ありますか。
- (委 員) 地下水について、課税根拠は何かというのが大きな論点になると思います。事業者であれば、すでに法人二税を負担している上に、プラスαで新しい税を負担する根拠があるのかどうか、また、地下水はどのようなものであるのかなどについてもこれにかかわってくるので、議論するための材料となる資料を事務局で用意をしてください。
- (事務局) 承知しました。
- (会 長) その他ということで何かありますか。
- (委 員) 今後の議論の参考にしたいので、過去のミネラルウォーター税の検討会の報告書をいただけますでしょうか。
- (委 員) 過去の検討会には私もいましたので、どうしてだめになってしまったのか、次回の検討会でお話ししたいと思います。
- (事務局) 報告書については、後ほどお渡しします。

以上